

公 示

乗合バスの上限運賃変更認可申請に係る事案の公示について …… 2

個人タクシーの法令試験の実施について …… 3

自動車特定整備事業者の行政処分について …… 4

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があつたので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年1月29日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：25A18
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和7年12月26日
 - ② 申請者：株式会社 ジャパンタローズ
 - ③ 適用路線：埼玉県内の対キロ区間全路線
 - ④ 平均改定率：24.3%
 - ⑤ 初乗り運賃：220円（現行：180円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	I C	現金・I C		
南越谷駅～西方小学校入口	180	180	220	8,100	9,900
南越谷駅～越谷市立病院	200	200	280	9,000	12,600
南越谷駅～わかば公園入口	360	360	440	16,200	19,800
越谷駅～越谷誠和病院前	200	200	260	9,000	11,700

※申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が收受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から收受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

◎個人タクシーの法令試験の実施について

平成14年1月31日付けで公示した「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について」に基づき、下記により実施する。

令和8年1月29日

関東運輸局長

営業区域	東京都 特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏 神奈川県 京浜交通圏、県央交通圏 千葉県 千葉交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏 埼玉県 県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏 群馬県 中・西毛交通圏 栃木県 宇都宮交通圏
試験対象者	① 令和7年12月1日から令和7年12月26日までに事前試験の受験申込をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者 ② 令和7年10月1日から令和8年1月30日までに譲渡譲受の認可申請をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者
試験実施日時	令和8年3月2日（月） ① 特別区・武三交通圏・京浜交通圏 10時10分から12時00分まで ② その他の交通圏 14時20分から15時50分まで
試験実施場所	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 ※ なお、試験会場については、試験実施通知書により受験者へ通知する。

(備考) 試験に関する問合せ先 関東運輸局自動車交通部旅客第二課監理第一係 電話番号045(211)7246

公 示

道路運送車両法第93条の規定に基づき、自動車特定整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名

日本機械工業株式会社
代表取締役 北橋 昭彦

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

日本機械工業株式会社
東京都八王子市中野上町二丁目33番1号
認証番号 第1-2157号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令
停止期間 令和8年1月21日 から
令和8年1月30日 まで 10日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第81条第1項、同法第91条の3及び同法第99条の2の規定違反

令和8年1月21日

関東運輸局長 藤田 礼子